

出雲かんべの里設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和 2 年 6 月 25 日

松江市教育委員会 教育長 清 水 伸 夫



松江市教育委員会規則第 13 号

出雲かんべの里設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

出雲かんべの里設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

出雲かんべの里設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年松江市教育委員会規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(利用料金の減免) 第3条 条例第13条第 <u>5項</u> の規定による利用 料金の減額又は免除は、別表第1のとおり とする。	(利用料金の減免) 第3条 条例第13条第 <u>3項</u> の規定による利用 料金の減額又は免除は、別表第1のとおり とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。